

(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策：消費喚起支援)
美濃加茂市子育て世帯・医療従事者応援テイクアウト等クーポン発行事業

美濃加茂市 おうちごはん応援クーポン券 取扱店を募集します！

【美濃加茂市おうちごはん応援クーポン券とは】

中学生以下の児童がいる子育て世帯（約9,000人分）と医療従事者（500人分）を対象として、1人につき5,000円分（500円×10枚）配布する登録飲食店専用の金券です。

目的

クーポン換金予算額 4,750万円！！ 新型コロナウイルス対策に協力する飲食店を応援します

新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に厚生労働省が公表した「新しい生活様式」では、国民に対して食事のテイクアウトや宅配の利用が推奨され、店内飲食も大皿を避けたり座席配置を工夫したりなど、さまざまな予防策の実施が要請されています。

この事業は、こうした対策に協力する飲食店を支援しつつ、中学生以下の子育て世帯と新型コロナウイルスの感染リスクを背負いながら働く医療従事者を応援するため、「美濃加茂市おうちごはん応援クーポン券」を配布して飲食店の利用を促進するものです。

仕組み

ご利用1,000円ごとにクーポン1枚（500円）！ 最大半額（※）の助成で、登録飲食店の利用を促進します

クーポン券は、対象者1人あたり500円×10枚（5,000円分）が配布されています。登録飲食店では、ご利用金額1,000円ごとに1枚（500円分）が使えますので、お客様のご利用金額に応じてクーポン券の券面額を差し引いて会計をしてください。クーポン券に相当する金額は、市に請求すると2～3週間程度でご指定の口座に振り込まれます。

※クーポン使用例（ご利用金額に応じて約25%～50%分がクーポン券利用となります。）

ご利用金額1,000円～1,999円 → 1枚（500円分）使用可

ご利用金額2,000円～2,999円 → 2枚（1,000円分）使用可（以下同じ）

なお、クーポン券はテイクアウト等での使用を推奨していますが、店内飲食でもご利用いただけます。

PR

登録店証とのぼり旗を配布！Webでも紹介！ 「美濃加茂市おうちごはん協力店」として市民に発信します

登録していただいた店舗には、店頭に掲示する「登録店証」（ステッカー）を、また希望する方にはのぼり旗を配布し（伸縮ポールは貸与）、クーポン券が使えるお店であることを市民にわかりやすくPRします。また、テイクアウトサービスの概要を市のホームページに掲載し、登録店としてWeb上でも紹介していきます。



取扱店登録のための要件、手続等は裏面をご覧ください。

美濃加茂市おうちごはん応援クーポン券取扱店 登録等の手続き

登録要件チェック

取扱店となるための登録要件は次のとおりです。

① 令和2年5月31日現在、テイクアウトや宅配を行っている予定の飲食業又は宿泊業の方ですか。	<input type="checkbox"/>
② 事業に必要な許認可などはすべて受けていますか。	<input type="checkbox"/>
③ 「新しい生活様式」への対応や衛生管理の徹底など、感染拡大防止対策を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
④ 岐阜県の感染拡大防止に関する要請（営業時間短縮など）に対応しましたか。	<input type="checkbox"/>
⑤ 市の公式ホームページに、テイクアウト等のサービス情報を掲載できますか。	<input type="checkbox"/>
⑥ 美濃加茂市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当しませんか。	<input type="checkbox"/>
⑦ 新型コロナウイルスに係る徴収猶予以外に、市税の滞納はありませんか。	<input type="checkbox"/>

手続きの流れ

取扱店となるための手続きは次のとおりです。

<p>1. 申請書等の提出</p> <p>① 次の書類を揃えて市役所へ提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録申請書 ・営業許可証等の写し ・振込先口座の写し <p>② 次のデータをメールで送信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テイクアウトサービス等情報シート（難しい場合はご相談ください） 	➡	<p>2. 審査等</p> <p>市で提出された書類等を確認して、お渡しする書類の作成やホームページへの登録などを行います。</p>	➡	<p>3. 登録通知書等の交付</p> <p>市で登録が完了したら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録通知書 ・クーポン換金請求書 ・登録店証（ステッカー） ・のぼり旗 <p>などを郵送します。</p> <p>※のぼり旗の伸縮ポールの貸与を希望される方は、お手数ですがご来庁ください。</p>
---	---	---	---	---

クーポンの換金

お客様から受け取ったクーポンの換金手続きは次のとおりです。

<p>1. 請求書等の提出（持参）</p> <p>次の書類等を市役所へ持参</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クーポン換金請求書 ・クーポン券（10枚の束にして提出） <p>※受付は随時行います。なお、請求の期限は令和2年9月30日となります。</p>	➡	<p>2. 確認</p> <p>持参したクーポンの枚数と請求書の記載内容を担当が照合します。</p>	➡	<p>3. クーポン換金交付金振込み</p> <p>登録された口座に、2週間から3週間程度でクーポン分の金額を振り込みます。</p> <p>※市の会計の支出日は月に3回あります。</p>
--	---	---	---	--

依頼事項

事業の趣旨実現と適切な運営のため、ご協力をお願いします。

① 飲食サービスの提供において、児童向けのメニュー開発をご検討ください。
② 飲食サービスの提供において、医療従事者を応援するメニュー開発をご検討ください。
③ 医療従事者への感謝を表すポスターを配布しますので、掲示にご協力ください。
④ 事業期間中は、テイクアウト等の「おうちごはん」に繋がるサービスを継続してください。
⑤ 食中毒の危険性が高まる季節になりますので、食品衛生協会の共済や保険の加入をご検討ください。
⑥ 新たなサービス等を検討される場合は、必ず保健所や関係機関に手続等の要否をご確認ください。

【お問合せ先・書類等提出先】

美濃加茂市役所 産業振興部産業振興課 営業戦略係
〒505-8606 美濃加茂市太田町3431番地1 Tel.0574-25-2111（内線253）